

事業者用

共同募金配分申請の手引き

制度説明編



社会福祉法人茨城県共同募金会

やさしさに 満ちあふれた町

助けたり 助けられたり 思いやりのある町

そして 笑顔 いっぱいの町

みんなの絆でつくった わたしの町

赤い羽根が いっぱいある町

赤い羽根共同募金

目 次

第1章 共同募金のあらまし	1
1 共同募金とは	1
2 配分の基本方針	1
3 配分（助成）の種別	1
4 配分の対象とする事業年度	2
5 配分対象者の範囲	3
6 配分対象外団体・配分対象外事業	3
7 配分の申請	3
8 配分の決定	4
第2章 広域助成	5
1 配分対象事業	5
2 各事業の配分対象者，配分対象経費，配分率，配分限度額等	5
3 複数事業に対する配分の制限	8
4 配分の除外（多額の内部留保を有する法人）	8
5 配分の条件	8
6 配分の申請	9
7 配分決定の通知	10
8 事業完了の報告	10
9 配分の確定	10
10 配分金の交付	10
11 検査等	10
12 配分決定の取消	10
13 配分金の返還	11
第3章 NHK歳末たすけあい助成	12
1 配分の基本	12
2 配分対象事業	12
3 配分対象者，配分対象経費及び配分額	12
4 配分の条件	13
5 配分の申請	13
6 配分決定の通知	14
7 事業完了の報告	14
8 配分の確定	14
9 配分金の交付	14
10 検査等	14
11 配分決定の取消	15
12 配分金の返還	15

第4章 地域福祉特別助成	16
1 地域福祉特別助成の目的	16
2 配分対象事業	16
3 配分対象者，配分対象経費及び配分額	16
4 配分の実施	17
5 申請件数の制限	17
6 連続配分の制限	17
7 配分の条件	17
8 配分の申請	18
9 配分決定の通知	18
10 事業完了報告	18
11 配分の確定	19
12 配分金の交付	19
13 検査等	19
14 配分決定の取消	19
15 配分金の返還	19

〔資料〕

茨城県共同募金会・市町村支会一覧	20
------------------	----

○ この手引きには、「地域助成」及び「歳末たすけあい助成」に関しては，記載を省略しています。

○ この手引きでは，「社会福祉法人」には，県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会を含まないとして表記しています。

県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会については，それぞれ「県社会福祉協議会」又は「市町村社会福祉協議会」と表記しています。

第1章 共同募金のあらまし

1 共同募金とは

共同募金については、社会福祉法第112条に次のように規定されています。

「共同募金とは、都道府県の区域を単位として、毎年1回、厚生労働大臣の定める期間内に限ってあまねく行う寄附金の募集であって、その区域内における地域福祉の推進を図るため、その寄附金をその区域内において社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を営業者（国及び地方公共団体を除く。）に配分することを目的とするものをいう。」

すなわち、都道府県の区域を単位として、毎年、厚生労働大臣が定める期間（通常は10月1日から12月31日まで）に募金活動を行い、市民の皆さまから寄せられた寄付金を、地域福祉を推進するために、社会福祉事業や更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を対象として、その営業者に配分するものです。

2 配分の基本方針

共同募金に寄せられた寄付金の配分にあたっては、公正を期するとともに、地域福祉が効果的に推進できるようにします。

近年、地域福祉を推進するうえで、市民が自分たちで課題やニーズを見つけ、自分たちも参加しながら地域を形成していく活動が期待されています。このため、地域のボランティア団体や、特定非営利活動法人、地域住民の団体等が行う地域の課題解決に向けた活動に対する資金面の支援に努めています。

なお、配分は、中央共同募金会が定める「共同募金運動要綱」及び「共同募金助成方針」に則り、本会が定める「社会福祉法人茨城県共同募金会共同募金配分等取扱要領」によって行います。

3 配分（助成）の種別

共同募金の配分は、「広域助成」、「地域助成」、「歳末たすけあい助成」、「NHK歳末たすけあい助成」及び「地域福祉特別助成」の5種になります。

- ① 「広域助成」は、一般募金による寄付金を配分するもので、主に広域的な社会的課題を解決するための事業を配分の対象とします。
- ② 「地域助成」は、一般募金による寄付金を配分するもので、主に小地域活動等地域の生活課題を解決するための事業を配分の対象とします。
- ③ 「歳末たすけあい助成」は、歳末たすけあい募金による寄付金を配分するもので、歳末たすけあい運動に関わる事業を配分の対象とします。
- ④ 「NHK歳末たすけあい助成」は、NHK歳末たすけあい募金による寄付金を配分するもので、NHK歳末たすけあい運動に関わる事業を配分の対象とします。

- ⑤ 「地域福祉特別助成」は、災害等準備金（積立期間が3年を経過したもの）等を財源にして地域福祉を推進するための事業を配分の対象とします。

注意 各配分（助成）の詳細は、第2章以下に記述がありますので、ご覧ください。

4 配分の対象とする事業年度

共同募金は、毎年度、

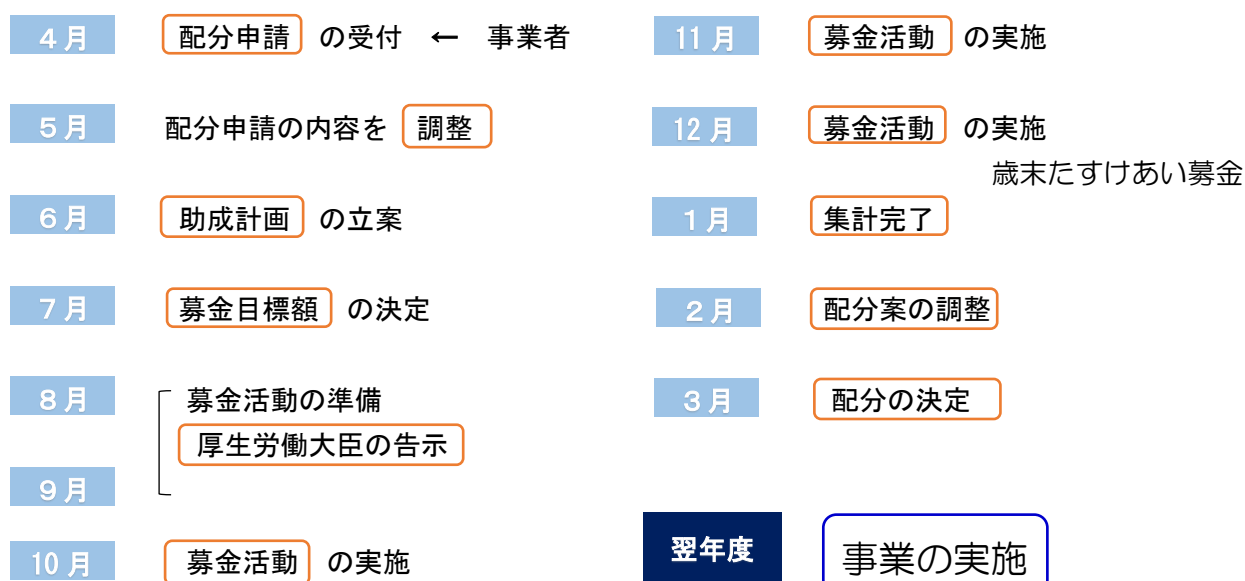
- ① 年度当初に、配分の申請を受け付け、
- ② その申請により、配分計画とその配分計画を実現するための募金目標額を定め、
- ③ その募金目標の達成に向けて、10月～12月に募金活動を行い、
- ④ その募金活動によって寄せられた寄付金を配分することになります。

このため、配分は、①の配分申請の時期から見ると、**翌年度に行う事業**を対象とします。したがって、**配分申請は、翌年度に行う事業を対象にして行うこと**になります。

ただし、歳末たすけあい助成、NHK歳末たすけあい助成及び地域福祉特別助成については、次のようになります。

区 分	配分対象年度
歳末たすけあい助成のうち、歳末たすけあい運動に係る見舞金等の贈呈事業	配分申請を行った年度に行う事業
歳末たすけあい助成のうち、歳末たすけあい運動に係る地域福祉サービス事業	配分申請を行った年度の翌年度に行う事業
NHK歳末たすけあい助成	原則として、配分申請を行った年度に行う事業
地域福祉特別助成	配分申請を行った年度に行う事業（翌年度の事業とする場合もあります。）

共同募金のスケジュール



5 配分対象者の範囲

共同募金の配分対象者の範囲は、茨城県において社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を営む者であって、次のいずれかに該当する法人等です。

①県社会福祉協議会、②市町村社会福祉協議会、③社会福祉法人、④更生保護法人、⑤日本赤十字社、⑥公益社団法人、⑦公益財団法人、⑧一般社団法人、⑨一般財団法人、⑩特定非営利活動法人、⑪法人格を有しない団体であって、設立目的、組織、運営、事業内容等に照らし社会福祉を目的とする事業を適切に実施できると認められるもの。

※ 「社会福祉事業」とは、社会福祉法第2条に規定する事業です。「更生保護事業」とは、更生保護事業法第2条に規定する事業です。「その他の社会福祉を目的とする事業」とは、社会福祉事業及び更生保護事業以外の社会福祉を目的とする事業であり、「地域社会の一員として自立した日常生活を営むことを支援する事業」ということができます。

注意 配分対象者については、配分の種別ごとに更に限定されていますので、ご注意ください。

6 配分対象外団体・配分対象外事業

○ 次の団体は、配分の対象外になります。

- ① 国又は地方公共団体
- ② 地方自治法第244条の2の規定による指定管理者
- ③ 国又は地方公共団体からの業務受託者
- ④ 営利を目的とする者
- ⑤ 社会福祉法第122条の規定に違反し、違反したときから3年を経過していない者
- ⑥ その他共同募金を配分することがふさわしくないと認められる者

なお、②の指定管理者又は③の国又は地方公共団体からの業務受託者であっても、指定管理業務以外の事業又は受託業務以外の事業に関しては、配分対象者になります。

○ 次のような事業は、配分の対象外になります。

- ① 政治、宗教、組合等の運動の手段として行う事業
- ② 団体の構成員の互助共済を主たる目的として行う事業
- ③ その他共同募金を配分することがふさわしくないと認められる事業

7 配分の申請

共同募金の配分を受ける場合には、社会福祉法人茨城県共同募金会（以下「本会」と略します。）に配分の申請をする必要があります。

配分の申請に関しては、第2章以下の配分種別ごとに記述していますので、ご覧ください。

8 配分の決定

共同募金に寄せられた寄付金は、市民の皆様の「地域の福祉を良くしたい」という思いがこもったものです。したがって、共同募金の配分の決定にあたっては、**寄付者の目線に立って**、申請のあった事業目的、事業内容等について審査します。

共同募金の配分の決定は、本会の配分委員会の承認を経て、理事会で行います。配分委員会の承認が得られない場合には、配分ができないことになります。

また、募金実績額が募金目標額を下回った場合は、配分ができなかったり、申請額より少ない額を配分する場合があります。



赤い羽根共同募金



第2章 広域助成

1 配分対象事業

広域助成の配分対象事業は、次の5つの事業になります。

- (1) **運営事業** 社会福祉事業，更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を運営する事業です。（いわゆるソフト事業です。）
- (2) **施設整備事業** 社会福祉事業，更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業の実施に必要な施設の整備を行う事業です。
 ただし、次のものは、配分対象事業としての施設整備事業にはなりません。
 ア．事業費が 500,000 円未満（特定非営利法人等の場合には、100,000 円未満）の施設の整備
 イ．法人の事務所等管理的業務のみに供する施設の整備
 ウ．介護保険事業に供する施設の整備（特定非営利法人等が整備する場合は、配分対象事業になります。）
- (3) **設備整備事業** 社会福祉事業，更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業の実施に必要な設備の整備を行う事業です。（備品の購入も含まれます。）
 ただし、次のものは、配分対象事業としての設備整備事業にはなりません。
 ア．事業費が 500,000 円未満（特定非営利法人等の場合には、50,000 円未満）の設備の整備
 イ．リース若しくはレンタル又は中古品の購入による設備の整備
 ウ．介護保険事業に供する設備の整備（特定非営利法人等が整備する場合は、配分対象事業になります。）
- (4) **車輛整備事業** 社会福祉事業，更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業の実施に必要な車輛の整備を行う事業です。
 ただし、次のものは、配分対象事業としての車輛整備事業にはなりません。
 ア．リース若しくはレンタル又は中古品の購入による車輛の整備
 イ．介護保険事業に供する施設の整備（特定非営利法人等が整備する場合は、配分対象事業になります。）
- (5) **全国大会等開催事業** 広域的に活動する社会福祉団体が全国大会又は関東ブロック大会を開催する事業です。

2 各事業の配分対象者，配分対象経費，配分率，配分限度額等

各事業の配分対象者，配分対象経費，配分率，配分限度額等は、次のとおりです。

(1) 運営事業	
配分対象者	県社会福祉協議会，社会福祉法人，更生保護法人，日本赤十字社，公益社団法人，公益財団法人，一般社団法人，一般財団法人，特定非営利活動法人，法人格を有しない団体。

配分対象経費	社会福祉事業, 更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業の運営に必要とする経費。
配分対象外経費	・人件費。(相談事業における専門相談員等福祉サービスの業務に直接的にかつ専ら従事する者の人件費は, 対象経費になります。) ・管理的経費。 ・食料費。(交流会の飲食費等福祉サービス等の実施に直接必要なものは, 対象経費になります。) ・国又は地方公共団体が負担するものとされているもの。(児童入所措置費, 障害者総合支援法の自立支援給付, 介護保険法による保険給付等。行政制度により利用者負担とされているものも対象外経費です。)
配分率	原則として, 3 / 4 以内。 ただし, 次の場合には, 10 / 10 以内となります。 ・県社会福祉協議会に配分する場合。 ・主たる運営財源が会費収入又は寄付金収入である者に配分する場合。 ・全国共通助成テーマ又は本会の設定する助成テーマに合致する事業に配分する場合。 ・地域福祉の推進に有効性が大きいと認められる事業に配分する場合。
配分限度額	個々の事業ごとに本会が承認する額です。
連年配分の制限	1 事業者の行う事業が, 毎年度同じ事業内容である場合には, その事業については, 原則として, 4 年度目以降の配分はしないことになります。ただし, 過去 3 年間の事業評価等により地域福祉を推進するうえで, その必要性, 有効性が大きいものについては, 引き続き配分することができます。
(2) 施設整備事業	
配分対象者	社会福祉法人, 更生保護法人, 特定非営利活動法人, 法人格を有しない団体。
配分対象経費	社会福祉事業, 更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業に供する施設の整備に必要な経費。
配分対象外経費	土地の購入費, 造成費。
配分率	原則として, 3 / 4 以内。
配分限度額	・ 配分を受けて整備する施設が, 社会福祉事業又は更生保護事業に供するものである場合 1 事業につき, 3,000,000 円。 ・ 配分を受けて整備する施設が, 社会福祉事業及び更生保護事業以外の社会福祉を目的とする事業に供するものである場合 1 事業につき, 1,000,000 円。 注意 一の施設整備事業を, 複数年度に分割して実施する場合には, 単年度の事業とみなして, 上記配分限度額を適用します。

連年配分の制限	1 事業者が年度を続けて行う施設整備事業については、初年度及び2年度に行う施設整備事業に限って配分し、3年度以降に行う施設整備事業には配分しません。
(3) 設備整備事業	
配分対象者	社会福祉法人，更生保護法人，公益社団法人，公益財団法人，一般社団法人，一般財団法人，特定非営利活動法人，法人格を有しない団体。
配分対象経費	社会福祉事業，更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業に供する設備の整備に必要な経費。（備品購入費を含みます。）
配分率	原則として，3／4以内。
配分限度額	・ 配分を受けて整備する設備が，社会福祉事業又は更生保護事業に供するものである場合 1事業につき，3,000,000円。 ・ 配分を受けて整備する設備が，社会福祉事業及び更生保護事業以外の社会福祉を目的とする事業に供するものである場合 1事業につき，1,000,000円。
連年配分の制限	1 事業者が年度を続けて行う設備整備事業については，初年度及び2年度に行う設備整備事業に限って配分し，3年度以降に行う設備整備事業には配分しません。
(4) 車輛整備事業	
配分対象者	市町村社会福祉協議会，社会福祉法人，更生保護法人，公益社団法人，公益財団法人，一般社団法人，一般財団法人，特定非営利活動法人，法人格を有しない団体。
配分対象経費	社会福祉事業，更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業に供する車輛の購入に必要な経費。ただし，車輛本体の購入価格及び共同募金により購入した車輛である旨の表記に要する経費に限ります。
配分対象外経費	車輛附属品の購入費，自動車取得税，重量税等の租税。
配分率	原則として，3／4以内。
配分限度額	・ 配分を受けて整備する車輛が，社会福祉事業又は更生保護事業に供するものである場合 1事業につき，3,000,000円。 ・ 配分を受けて整備する車輛が，社会福祉事業及び更生保護事業以外の社会福祉を目的とする事業に供するものである場合 1事業につき，1,000,000円。
車輛台数の制限	配分の対象とする車輛の台数は，原則として1台に限ります
連年配分の制限	年度を続けての配分はしません。
市町村社会福祉協議会に配分する場合の特例措置	市町村社会福祉協議会が行う車輛整備事業に対する配分については，配分対象経費，配分率及び配分限度額に関し，特例措置があります。

(5) 全国大会等開催事業	
配分対象者	県社会福祉協議会，社会福祉法人，更生保護法人，公益社団法人，公益財団法人，一般社団法人，一般財団法人，特定非営利活動法人，法人格を有しない団体。
配分対象経費	全国大会又は関東ブロック大会の開催に必要な次の経費。 会場（設備を含む。）借上料，会場の設営に係る備品，消耗品の購入費，講演会の講師等謝礼（旅費を含む。），資料作成代，その他全国大会等の開催に必要と認められる経費。
配分対象外経費	・ 演芸等社会福祉とは関係のない催し事に係る費用。 ・ 全国大会等の開催に係る役員等の経費。 ・ 県外で開催される全国大会等の参加費用。 ・ その他共同募金を配分することがふさわしくない経費。
配分額	事業内容を参酌して，別に定める額。

3 複数事業に対する配分の制限

施設整備事業，設備整備事業及び車輛整備事業の配分については，これら3事業を通じて，原則として，1事業者につき，1年度において1事業（1件）に限ります。

4 配分の除外（多額の内部留保を有する法人）

基準日（配分申請時の前年度の末日）において，次の（1）の額が（2）の額を超える法人には，配分しないことになっています。

（1）貸借対照表の資産の部に計上した額から負債の部に計上した額を控除して得た額

（2）基準日において現に行っている事業を継続するために必要な財産の額として本会が別に定めるところにより算定した額

上記にかかわらず，地域福祉の推進に大きく寄与する事業である場合には，配分することができます。

また，県社会福祉協議会又は市町村社会福祉協議会が行う事業については，上記は適用しないことになっています。

5 配分の条件

広域助成の配分の決定には，次の条件が付されます。

- （1） 事業の内容や経費の配分を変更する場合には，本会の承認を受けること。
- （2） 事業を中止し，又は廃止する場合には，本会の承認を受けること。
- （3） 事業が予定の期間内に完了しない場合や事業の遂行が困難になった場合には，速やかに本会に報告し，その指示を受けること。
- （4） 事業により取得し，又は効用が増加した財産については，事業完了後においても，善良な管理者の注意をもって管理するとともに，その効率的な運用を

図らなければならないこと。

- (5) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県や市町村が行う契約手続きの取り扱いに準じて行うこと。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用を増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、その取得した日又は増加した日が属する年度の末日から起算して5年を経過するまで、本会の承認を受けないで配分の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保を供し、取り壊し又は廃棄してはならないこと。
- (7) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を事業完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。
- (8) 共同募金の配分を受けた後1年間は、その事業の経営に必要な資金を得るために寄付金を募集してはならないこと。
- (9) 事業が共同募金の配分金によって実施されるものであることを、市民に周知することに努めること。

6 配分の申請

広域助成の配分を受けるには、次により配分の申請をしなければなりません。

- ◇ **配分申請の方法** 配分申請は、本会が定める期間に、配分申請書及び関係書類を添付して提出して行います。(申請受付期間は、毎年度本会のホームページ等でお知らせします。)
- ◇ **配分申請書の様式** 配分申請書は、本会が定めた様式によります。
(様式第1号；「平成〇〇年度共同募金配分（広域助成）申請書」)
※「様式第〇号」とは、茨城県共同募金会共同募金配分等取扱要領による様式を指します。
- ◇ **必要な添付書類** 添付書類として、次のものがが必要です。
 - ・法人（団体）概要書
 - ・事業評価書（申請事業と同じ事業で過去3年間連続して配分を受けている場合）
 - ・事業計画書及び収支予算書（申請時の年度分）
 - ・事業報告書及び収支決算書（申請時の前年度分）
 - ・申請事業に係る見積書の写し（原則として、3者以上のもの）
 - ・設計図書（施設整備の場合）、カタログ（設備整備、車輛整備の場合）
 - ・その他参考資料
- ◇ **申請書及び添付書類の書き方**
申請書及び添付書類の書き方については、別冊「申請書の書き方編」をご覧ください。
- ◇ **申請書の提出先** 申請書は、共同募金会市町村支会を経由して、本会に提出します。ただし、県域の団体が申請する場合には、共同募金会市町村支会を経由する必要はありません。

申請書提出先 〒310-0851 水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館内

茨城県共同募金会 (Tel 029-241-1037)

共同募金会市町村支会は、各市町村社会福祉協議会内にあります。

7 配分決定の通知

配分の決定をしたときは、配分申請者に配分決定通知書を送付します。配分決定の時期は、申請時の年度の3月になります。

8 事業完了の報告

広域助成の配分の決定を受けた事業者は、事業を完了したときは事業完了後1か月以内に事業完了の報告をしなければなりません。

事業完了の報告は、「共同募金配分（広域助成）事業完了報告書（様式第4号）」に次のものを添付して提出することにより行います。

- ・事業の実施又は成果物に係る写真
- ・事業費支出に係る領収書の写し（1件5万円以上のもの）
- ・収支決算書（見込書）抄本
- ・その他参考資料

9 配分の確定

事業完了報告書及び必要に応じて行う実地調査により、事業が適正に完了していることを確認して配分の確定を行います。

10 配分金の交付

配分金は、原則として、事業完了後に9の配分の確定を行った後に交付します。ただし、特別の事情がある場合には、事業完了前に交付することができます。

配分金の交付を受けるときは、「共同募金配分（広域助成）事業完了報告書」とともに、「配分金交付請求書（事業完了後交付）（様式第5号）」を提出して行います。事業完了前の場合には、「配分金交付請求書（事業完了前交付）（様式第3号）」を提出して行います。

11 検査等

広域助成の配分の決定を受けた事業者に対して、適時、配分金の使途について、その報告を求めるとともに、配分の使途に関係のある範囲でその検査を行うことがあります。

12 配分決定の取消

配分金を他の用途に使用し、その他配分の決定の内容又は配分の条件に違反したときは、配分の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

13 配分金の返還

次の場合には、配分金を返還しなければなりません。

- ・ 配分の決定が取り消された場合において、当該取消に係る部分に関し、すでに配分金の交付を受けているとき。
- ・ 配分金の額を確定した場合において、すでにその額を超える配分金の交付を受けているとき。



第3章 NHK歳末たすけあい助成

1 配分の基本

NHK歳末たすけあい助成は、中央共同募金会が日本放送協会と協議して定める「NHK歳末たすけあい」実施要綱に従って配分します。

また、歳末たすけあい助成と重複しないようにするため、原則として広域的な福祉活動を配分の対象とします。ただし、歳末たすけあい助成と重複しないものであって、「NHK歳末たすけあい運動」に有効な活動である場合には、小地域で行われる活動であっても対象とします。

※ 歳末たすけあい助成は、市町村の区域で行われる福祉活動を配分の対象としています。

2 配分対象事業

NHK歳末たすけあい助成の配分対象事業は、次の事業であって、原則として新たな年を迎える時期に実施するものになります。

- 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、障害児入所施設、障害者支援施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム又は救護施設に入所している児童、障害児・者、高齢者等又は要保護者を支援する事業
- 障害児通所支援又は障害福祉サービス（施設入所支援を除く。）を利用している障害児・者を支援する事業
- 生活困窮者を支援する事業
- 被災者を支援する事業
- その他要支援者（在宅の要保護児童、障害者、要支援高齢者等）を支援する事業

3 配分対象者、配分対象経費及び配分額

NHK歳末たすけあい助成の配分対象者、配分対象経費、配分額等は、次のとおりです。

配分対象者	社会福祉法人、更生保護法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、法人格を有しない団体であって、本会が歳末期における要支援者等の状況に応じて定める者。
配分対象経費	2の配分対象事業の実施に必要とする経費。
配分対象外経費	・人件費。（相談事業における専門相談員等福祉サービスの業務に直接的にかつ専ら従事する者の人件費は、対象経費になります。）

	す。） ・ 管理的経費。 ・ 食料費。（交流会の飲食費等福祉サービス等の実施に直接必要なものは、対象経費になります。）
配分額	本会が別に定める額。

4 配分の条件

NHK歳末たすけあい助成の配分の決定には、次の条件が付されます。

- (1) 事業の内容や経費の配分を変更する場合には、本会の承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、本会の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合や事業の遂行が困難になった場合には、速やかに本会に報告し、その指示を受けること。
- (4) 事業により取得し、又は効用が増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (5) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県や市町村が行う契約手続きの取り扱いに準じて行うこと。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用を増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、その取得した日又は増加した日が属する年度の末日から起算して5年を経過するまで、本会の承認を受けないで配分の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保を供し、取り壊し又は廃棄してはならないこと。
- (7) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を事業完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。
- (8) 共同募金の配分を受けた後1年間は、その事業の経営に必要な資金を得るために寄付金を募集してはならないこと。
- (9) 事業が共同募金の配分金によって実施されるものであることを、市民に周知することに努めること。

5 配分の申請

NHK歳末たすけあい助成の配分を受けるには、次により配分の申請をしなければなりません。

◇ **配分申請の方法** 配分申請は、本会が定める期間に、配分申請書及び添付書類を添付して提出して行います。（申請受付期間は、毎年度本会のホームページ等でお知らせします。）

◇ **配分申請書の様式** 配分申請書は、本会が定めた様式によります。

（様式第22号；「平成〇〇年度共同募金配分（NHK歳末たすけあい助成）申請書」）

※「様式第〇号」とは、茨城県共同募金会共同募金配分等取扱要領による様式を指します。

◇ **必要な添付書類** NPO法人や法人格を有しない団体の場合には、その団体の目的や事業内容、役員、会員等の状況を記載した書類を添付する必要があります。

◇ **申請書及び添付書類の書き方**

申請書及び添付書類の書き方については、別冊「申請書の書き方編」をご覧ください。

◇ **申請書の提出先** 申請書は、本会に提出します。

申請書提出先 〒310-0851 水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館内
茨城県共同募金会 (Tel 029-241-1037)

6 配分決定の通知

配分の決定をしたときは、配分申請者に配分決定通知書を送付します。

7 事業完了の報告

NHK歳末たすけあい助成の配分の決定を受けた事業者は、事業を完了したときは事業完了後1か月以内に事業完了の報告をしなければなりません。

事業完了の報告は、「共同募金配分(NHK歳末たすけあい助成)事業完了報告書(様式第25号)」に次のものを添付して提出することにより行います。

- ・事業費支出に係る領収書の写し(1件5万円以上のもの)
- ・その他参考資料

8 配分の確定

事業完了報告書及び必要に応じて行う実地調査により、事業が適正に完了していることを確認して配分の確定を行います。

9 配分金の交付

配分金は、歳末たすけあいの趣旨にかんがみ、事業完了前に交付します。この場合、事業完了後に精算を行うことになります。事業完了前に配分金の交付を受ける場合には、「配分金交付請求書(事業完了前交付)(様式第24号)」を提出して行います。

10 検査等

NHK歳末たすけあい助成の配分の決定を受けた事業者に対して、適時、配分金の使途について、その報告を求めるとともに、配分の使途に関係のある範囲でその検査を行うことがあります。

11 配分決定の取消

配分金を他の用途に使用し，その他配分の決定の内容又は配分の条件に違反したときは，配分の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

12 配分金の返還

次の場合には，配分金を返還しなければなりません。

- ・ 配分の決定が取り消された場合において，当該取消に係る部分に関し，すでに配分金の交付を受けているとき。
- ・ 配分金の額を確定した場合において，すでにその額を超える配分金の交付を受けているとき。



第4章 地域福祉特別助成

1 地域福祉特別助成の目的

地域福祉特別助成は、市民の自主的なたすけあい活動やささえあい活動を支援することによって、「地域をつくる市民を応援する共同募金」の一層の推進を図ることを目的としています。

なお、前に述べたとおり、地域福祉特別助成は、積立期間が3年を経過した災害等準備金等を財源にしています。

2 配分対象事業

地域福祉特別助成の配分対象事業は、次の事業であって、原則として市民参加のもとで実施するものになります。

- 市民のたすけあい活動やささえあい活動の普及促進を図るための事業
- ひとり暮らし高齢者や障害者等を支援するための事業
- 子育てを支援するための事業
- 児童や青少年の育成に寄与する事業
- 障害者、難病者等の社会参加や社会復帰を促進するための事業
- 生活困窮者の生活支援を推進するための事業
- 孤立しがちな人を支援し、市民の社会的孤立をなくすための事業
- 防災・防犯対策を促進するための事業
- 新たな福祉問題の解決に寄与するための事業
- その他市民参加の福祉活動の活性化を図る事業

3 配分対象者、配分対象経費及び配分額

地域福祉特別助成の配分対象者、配分対象経費、配分率、配分額等は、次のとおりです。

配分対象者	市町村社会福祉協議会，社会福祉法人，公益社団法人，公益財団法人，一般社団法人，一般財団法人，特定非営利活動法人，法人格を有しない団体。
配分対象経費	2の配分対象事業の実施に必要とする経費。
配分対象外経費	・人件費。（相談事業における専門相談員等福祉サービスの業務に直接的にかつ専ら従事する者の人件費は，対象経費になります。） ・管理的経費。 ・食料費。（交流会の飲食費等福祉サービス等の実施に直接必要

	なものは、対象経費になります。)
配分率	8 / 10。
配分限度額	1 事業につき、50 万円。

4 配分の実施

地域福祉特別助成の配分は、その財源の状況に応じて実施します。通例としては、年に1回ないし2回の実施となっています。

5 申請件数の制限

1 事業者が申請できる件数は、原則として1 事業（1 件）に限ります。

6 連続配分の制限

同一事業者が同一事業によって配分を受けることができる回数は、原則として3 回までです。

なお、3 回までは必ず配分するという意味ではありません。状況によっては、例えば2 回目であっても配分できないことがあります。

7 配分の条件

地域福祉特別助成の配分の決定には、次の条件が付されます。

- (1) 事業の内容や経費の配分を変更する場合には、本会の承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、本会の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合や事業の遂行が困難になった場合には、速やかに本会に報告し、その指示を受けること。
- (4) 事業により取得し、又は効用が増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (5) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県や市町村が行う契約手続きの取り扱いに準じて行うこと。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用を増加した価格が50 万円以上の機械及び器具については、その取得した日又は増加した日が属する年度の末日から起算して5 年を経過するまで、本会の承認を受けずに配分の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保を供し、取り壊し又は廃棄してはならないこと。
- (7) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を事業完了の日の属する年度の終了後5 年間保管しておかななければならないこと。
- (8) 共同募金の配分を受けた後1 年間は、その事業の経営に必要な資金を得るた

めに寄付金を募集してはならないこと。

- (9) 事業が共同募金の配分金によって実施されるものであることを、市民に周知することに努めること。

8 配分の申請

地域福祉特別助成の配分を受けるには、次により配分の申請をしなければなりません。

- ◇ **配分申請の方法** 配分申請は、本会が定める期間に、配分申請書及び関係書類を添付して提出して行います。(申請受付期間は、毎年度本会のホームページ等でお知らせします。)
- ◇ **配分申請書の様式** 配分申請書は、本会が定めた様式によります。
(様式第27号；「平成〇〇年度共同募金配分（地域福祉特別助成）申請書」)
※「様式第〇号」とは、茨城県共同募金会共同募金配分等取扱要領による様式を指します。
- ◇ **必要な添付書類** 添付書類として、次のものがが必要です。
 - ・法人（団体）概要書
 - ・会則又は規約（法人格を有しない団体のみ）
 - ・事業計画書及び収支予算書（申請時の年度分）
 - ・事業報告書及び収支決算書（申請時の前年度分）
 - ・申請事業に係る見積書の写し（原則として2者以上のもの。1件の額が5万円以下の場合には、添付を省略できます。）
 - ・その他参考資料
- ◇ **申請書及び添付書類の書き方**
申請書及び添付書類の書き方については、別冊「申請書の書き方編」をご覧ください。
- ◇ **申請書の提出先** 申請書は、共同募金会市町村支会を経由して、本会に提出します。

申請書提出先 〒310-0851 水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館内
茨城県共同募金会 (Tel 029-241-1037)
共同募金会市町村支会は、各市町村社会福祉協議会内にあります。

9 配分決定の通知

配分の決定をしたときは、配分申請者に配分決定通知書を送付します。

10 事業完了の報告

地域福祉特別助成の配分の決定を受けた事業者は、事業を完了したときは事業完了後1か月以内に事業完了の報告をしなければなりません。

事業完了の報告は、「共同募金配分（地域福祉特別助成）事業完了報告書（様式第3

0号)」に次のものを添付して提出することにより行います。

- ・ 物品を購入した場合の現物の写真
- ・ 事業費支出に係る領収書の写し（1件5万円以上のもの）
- ・ その他参考資料

11 配分の確定

事業完了報告書及び必要に応じて行う実地調査により、事業が適正に完了していることを確認して配分の確定を行います。

12 配分金の交付

配分金は、原則として、事業完了後に11の配分の確定を行った後に交付します。ただし、特別の事情がある場合には、事業完了前に交付することができます。

配分金の交付を受けるときは、「共同募金配分(地域福祉特別助成)事業完了報告書」とともに、「配分金交付請求書(事業完了後交付)(様式第31号)」を提出して行います。事業完了前の場合には、「配分金交付請求書(事業完了前交付)(様式第29号)」を提出して行います。

13 検査等

地域福祉特別助成の配分の決定を受けた事業者に対して、適時、配分金の使途について、その報告を求めるとともに、配分の使途に関係のある範囲でその検査を行うことがあります。

14 配分決定の取消

配分金を他の用途に使用し、その他配分の決定の内容又は配分の条件に違反したときは、配分の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

15 配分金の返還

次の場合には、配分金を返還しなければなりません。

- ・ 配分の決定が取り消された場合において、当該取消に係る部分に関し、すでに配分金の交付を受けているとき。
- ・ 配分金の額を確定した場合において、すでにその額を超える配分金の交付を受けているとき。



〔資料〕

茨城県共同募金会・市町村支会一覧

○ 茨城県共同募金会				
名 称		所 在 地		電話番号
茨城県共同募金会		〒310-0851 水戸市千波町 1918	茨城県総合福祉会館	029-241-1037
○ 市町村支会				
	支会名	所 在 地		電話番号
1	水戸市支会	〒 311-4141 水戸市赤塚 1-1	水戸市福祉ボランティア会館(MIOS)	029-309-5001
2	日立市支会	〒 317-0076 日立市会瀬町 4-9-13	福祉プラザ 1 階	0294-37-1122
3	土浦市支会	〒 300-0036 土浦市大和町 9-2	土浦市総合福祉会館 (ウララ 2 ビル 4 階)	029-821-5995
4	古河市支会	〒 306-0044 古河市新久田 271-1	古河福祉の森会館	0280-48-0808
5	石岡市支会	〒 315-0009 石岡市大砂 10527-6	ふれあいの里石岡ひまわりの館	0299-22-2411
6	結城市支会	〒 307-0001 結城市結城 7473	結城市役所駅前分庁舎	0296-33-0225
7	龍ヶ崎市支会	〒 301-0007 龍ヶ崎市馴柴町 834-1	龍ヶ崎市地域福祉会館	0297-62-5176
8	下妻市支会	〒 304-0064 下妻市本城町 3-13		0296-44-0142
9	常総市支会	〒 303-0034 常総市水海道天満町 2472	市民・福祉センター (ふれあい館)	0297-23-2233
10	常陸太田市支会	〒 313-0041 常陸太田市稲木町 33	常陸太田市総合福祉会館	0294-73-1717
11	高萩市支会	〒 318-0031 高萩市春日町 3-10	高萩市総合福祉センター	0293-23-8341
12	北茨城市支会	〒 319-1542 北茨城市磯原町本町 2-4-16	北茨城市地域福祉交流センター	0293-42-0782
13	笠間市支会	〒 309-1704 笠間市美原 3-2-11	笠間市友部社会福祉会館	0296-77-0730
14	取手市支会	〒 300-1512 取手市藤代 700	取手市役所藤代庁舎	0297-83-7341
15	牛久市支会	〒 300-1292 牛久市中央 3-15-1	牛久市役所内	029-871-1295
16	つくば市支会	〒 300-3257 つくば市筑穂 1-10-4	つくば市旧大穂庁舎	029-879-5500

17	ひたちなか市支会	〒 312-0041 ひたちなか市西大島 3-16-1	ひたちなか市総合福祉センター	029-274-3241
18	鹿嶋市支会	〒 314-0012 鹿嶋市平井 1350-45	鹿嶋市総合福祉センター	0299-82-2621
19	潮来市支会	〒 311-2421 潮来市辻 765	潮来市潮来保健センター	0299-63-1296
20	守谷市支会	〒 302-0116 守谷市大柏 954-3	いきいきプラザ・げんき館	0297-45-0088
21	常陸大宮市支会	〒 319-2254 常陸大宮市北町 388-2	総合保健福祉センター（かがやき）	0295-53-1125
22	那珂市支会	〒 319-2102 那珂市瓜連 321	那珂市役所瓜連支所分庁舎	029-229-0309
23	筑西市支会	〒 308-0806 筑西市小林 355	筑西市総合福祉センター	0296-22-5191
24	坂東市支会	〒 306-0632 坂東市辺田 48	坂東市岩井福祉センター（夢積館）	0297-35-4811
25	稲敷市支会	〒 300-0504 稲敷市江戸崎甲 1992	稲敷市江戸崎福祉センター	029-892 - 5711
26	かすみがうら市支会	〒 300-0134 かすみがうら市深谷 3719-1	あじさい館	029-898-2527
27	桜川市支会	〒 309-1223 桜川市鍬田 612	桜川市岩瀬福祉センター	0296-76-1357
28	神栖市支会	〒 314-0121 神栖市溝口 1746-1	神栖市保健・福祉会館	0299-93-0294
29	行方市支会	〒 311-3512 行方市玉造甲 403	行方市玉造福祉センター	0299-36-2020
30	鉾田市支会	〒 311-1528 鉾田市当間 228	老人福祉センター（ともえ荘）	0291-32-5831
31	つくばみらい市支会	〒 300-2422 つくばみらい市古川 1015-1	谷和原保健福祉センター（やわらぎ）	0297-25-2101
32	小美玉市支会	〒 311-3436 小美玉市上玉里 1122	小美玉市玉里保健福祉センター	0299-37-1551
33	茨城町支会	〒 311-3131 東茨城郡茨城町小堤 1037-1	茨城町総合福祉センター（ゆうゆう館）	029-292-7141
34	大洗町支会	〒 311-1305 東茨城郡大洗町港中央 26-1	大洗町健康福祉センター（ゆっくら館）	029-266-3021
35	城里町支会	〒 311-4303 東茨城郡城里町石塚 1428-1	城里町常北保健福祉センター	029-288-7013
36	東海村支会	〒 319-1112 那珂郡東海村村松 2005	東海村総合福祉センター（絆）	029-282-2804

37	大子町支会	〒 319-3526 久慈郡大子町大子 722-1	大子町文化福祉会館 (まいん)	0295-72-2005
38	美浦村支会	〒 300-0424 稲敷郡美浦村受領 1546-1	美浦村デイサービス センター	029-885-0038
39	阿見町支会	〒 300-0331 稲敷郡阿見町阿見 4671-1	阿見町総合保健福祉 会館(さわやかセンター)	029-887-0084
40	河内町支会	〒 300-1331 稲敷郡河内町生板 9593-1	河内町福祉センター	0297-84-2830
41	八千代町支会	〒 300-3572 結城郡八千代町菅谷 1033	八千代町保健センタ ー	0296-49-3949
42	五霞町支会	〒 306-0303 猿島郡五霞町江川 3201	五霞町福祉センター (ひばりの里)	0280-84-0765
43	境町支会	〒 306-0404 猿島郡境町長井戸 1681-1	境町社会福祉会館	0280-87-2525
44	利根町支会	〒 300-1622 北相馬郡利根町布川 2968	利根町民すこやか 交流センター	0297-68-7771

